

様式第1号（第4条関係）/様式第2号（第5条関係）

羽曳野市立恵我之荘コミュニティセンター使用申請書（使用許可書兼領収書）

羽曳野市長

記載例

令和

8年

4月

2日

様

次のとおり使用を申し込みます。（許可します）

申請者	氏名(団体にあつては、団体名及び代表者名) 生年月日 代表 ●●会 羽曳野 太郎 T S H 56年 7月 8日					
	住所(団体にあつては、団体の所在地又は、代表者の住所) 菅田4-1-1 TEL (090) ●●●● - ●●●●					
使用の責任者	氏名 同上 住所 TEL () -					
使用目的	定例会議	使用人数 10人				
使用日	令和 8年 5月 25日 月 曜日 ・ 別紙あり					
使用区分	午前(9~13時) ・ 午後(13~17時) 夜間(17~21時) 昼間 ・ 昼夜間 ・ 全日					
使用施設及び 使用設備 (使用を希望する施設・設備の希望欄に チェックを入れてく ださい。)	施設名	希望	施設名	希望	設備名	希望
	会議室(1)					
	会議室(2)	○				
	集会室					

※暴力団の利益になる使用は許可しません。また、使用許可後に暴力団の利益になる使用であることが判明したときは使用許可の取消等を行います。

上記理由を確認するため必要がある場合には、条例に基づき所轄の警察署に照会することがあります。

※使用日当日に許可書を持参のうえ、受付に提出してください。

減免：規則第7条第1・2・3・4号 全額・5割 減免	特別設備が必要な場合の概要		
備考	施設使用料	円	収納番号
	設備使用料	円	
	振替差額分	円	収納科目 01-14-01-01-114
	市外料金(5割)	円	領収印
	減免額	△ 円	
登録番号：T1-0000-2027-2221	領収金額	円	
処理担当者	10%対象	円 (消費税 円)	
	上記のとおり領収しました。 羽曳野市会計管理者		

※裏面の遵守事項を確認し、必ずお守りください。

－遵守事項－

使用者は、次の事項を守らなければなりません。

- ①公の秩序又は善良な風俗をみださず、放歌、暴力等他人の迷惑となる行為をしないこと。
- ②施設及び付属設備等は、使用目的に適合するよう正しく使用すること。
- ③施設または施設に備え付けた器具等を破損、汚損、又は滅失した場合は、直ちにコミュニティセンター職員に報告のうえ、原状に復すること。
- ④使用時における災害事故等については、使用者の責任において処理すること。
- ⑤コミュニティセンターを使用する権利を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- ⑥使用時間内に準備及び清掃を行い、施設を正常な状態に戻したうえ、明け渡すこと。
- ⑦市長の許可を受けないで金銭の受け渡し・商品の販売やサービス・宣伝・勧誘等営利を目的として使用しないこと。
- ⑧施設の使用時間外に、団体及び個人の荷物は置かないこと。
- ⑨施設の申込は使用する日の属する月の前月の初日の午前9時より受付。希望の施設が重なった場合は話し合い及び抽選とする。
- ⑩喫煙は指定場所以外では行わないこと。また給湯室及び調理室以外で火気を使用しないこと。
- ⑪施設内での飲酒はしないこと。
- ⑫使用当日、この許可書を持参すること。
- ⑬使用取消しの申出を使用日7日前（使用日の前週の同じ曜日）までに行い、その許可を受けた場合、使用料7割に相当する額を返金する。
- ⑭使用日振替の申出は使用日7日前（使用日の前週の同じ曜日）までとする。なお、使用日振替は当初使用日より1か月以内で2回を限度とする。
- ⑮暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する、暴力団の利益になる使用をしないこと。
- ⑯コミュニティセンター職員の指示に従うこと。
- ⑰上記のほか、施設使用に関する条例及び規則の規定に従うこと。

恵我之荘コミュニティセンター使用料

区分	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
利用時間 施設名	9～13時	13～17時	17～21時	9～17時	13～21時	9～21時
会議室 (1) 2階	830円	830円	830円	1,500円	1,500円	2,000円
会議室 (2) 2階	520円	520円	520円	940円	940円	1,250円
集会室 3階	1,040円	1,040円	1,040円	1,880円	1,880円	2,500円